政府による「緊急事態宣言」を受けての営業体制とお客様へのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大による「緊急事態宣言」の発令ならびに「特定警戒都道府県」の指定を受け、 当金庫においても感染拡大防止と金融サービスの維持・継続を目的として、職員を交替勤務とし、営業店職員 を少人数とする営業体制とさせていただきます。

お客様には、ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 預金窓口業務について

- ・職員の交替での勤務や窓口の縮小により、通常より長い時間お待ちいただく場合がございます。
- ・期間の定めの無い、不要不急と思われるお手続きにつきましては、後日改めてお手続きをお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。

2. 昼休業の実施について

・一部の店舗にて実施しております昼時間休業 (11 時 30 分 \sim 12 時 30 分) を、4 月 21 日 (火) より、すべての店舗にて実施させていただきます。

3. 融資相談業務について

・新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けられたお客様に対する資金支援等のご相談につきましては、積極的に対応させていただきますので、お取引店舗またはお近くの店舗までご連絡ください。

4. 渉外業務について

- ・定期積金を含む集金サービスは、感染拡大防止のため、当面控えさせていただきます。
- ・定期積金につきましては、自動振替による掛込方法もございますので、お手続き方法等、ご不明な点は 何なりとお問い合わせください。

5. 感染拡大防止へのご協力のお願い

- ・店舗での感染を防止するために、ご来店時はできる限りマスクの着用にご協力をお願いいたします。
- ・店内混雑時は、入店をお待ちいただく場合がございます。また、ロビーでは、お客様同士、できるだけ 距離を空けてお待ちいただく等のご協力をお願いいたします。
- ・ロビーに置いてある新聞・雑誌等は当面撤去させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

6. その他

・残高照会、振込、普通預金口座の入出金等については、ATMやインターネットバンキングによりお手続きができますので、ご利用を検討いただきますようお願いいたします。

以上

